

「教育・保育提供区域」 の設定について

平成26年3月25日

第5回山陽小野田市子ども・子育て協議会

子ども・子育て支援事業計画策定までの流れ

平成26年1月

2月

3月

4月

9月

ニーズ調査 集計結果

- 国の「作業の手引き」に従って「子どもの年齢別」「家族類型別」等の詳細集計を行う。

「提供区域」 の検討

- 小学校単位、中学校単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定め、この区域ごとに将来の事業量を設定する。

「量の見込み」 の検討

- 各年度における提供区域ごとの教育・保育の量の見込みをニーズ調査結果等を踏まえて作成する。
- 認定区分ごとに必要利用定員総数を定める。

「確保方策」 の検討

- 提供区域及び認定区分ごとに量の見込みを達成するための対応策を、計画年度別に現状把握や事業者の意向等を踏まえた確保方策として検討する。

事業計画素案の作成

- 国の基本指針にしたがって、提供区域の設定、量の見込み及び確保方策について検討し事業計画素案として取りまとめる。

子ども・子育て支援事業計画の記載事項

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

区域設定の定義と視点

区域設定の定義(国の基本指針より抜粋)

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。

区域設定の2つの視点

- ① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
- ② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。

区域設定の考え方

■区域数の多寡とそのメリット・デメリット

区域数	メリット	デメリット
多	面積が狭くなるため、細かく需給を検証できる	施設のない区域が多く発生し、需給のミスマッチが起こる
少	面積が広くなるため、需給調整の柔軟性が高い	施設利用の範囲が実際と異なるなど需給の検証が大雑把になる



できる限り区域内で需給バランスがとれる区域設定が必要

ポイント1

面積と施設数

教育・保育施設の利用者が移動可能な範囲であり、かつ、各区域の施設数のバランスはとれているか

ポイント2

区域内居住率

居住している区域内の教育・保育施設を利用している児童の割合は妥当か

区域の数について

■市の既存の計画や学校区などを参考に、4つの区域設定案を検討しました。

	計画・事業等の名称	区域数	特色
①	小学校区	12	小学校ごとの区割り
②	中学校区	6	中学校ごとの区割り
③	高齢者福祉計画	6	地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や施設整備状況等を考慮した日常生活圏域
④	都市計画マスタープラン	4	市民の身近な生活単位である小学校区を基本に、歴史的な経緯や地形条件等を考慮した地域区分

■高齢者福祉計画とは……高齢者福祉施策を総合的に推進していくための計画で、介護サービスの見込量やサービス確保の方策などを定めたもの。

■都市計画マスタープランとは……「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、市の都市計画(まちづくり)に関する基本的な方針を示すもの。

区域設定のイメージ

6区域



4区域

①小学校区

12区域

本山・赤崎・須恵・小野田・高泊・高千帆・有帆・厚狭・出合・厚陽・埴生・津布田

メリット

きめ細やかなサービス供給ができる

デメリット

施設のない区域が多く発生し、需給バランスが悪い

②中学校区・③高齢者福祉計画

6区域

竜王・小野田・高千帆・厚狭・厚陽・埴生

メリット

コミュニティの視点からも中学校区は子育て世代にとって関わりが強い

デメリット

人口・施設整備状況の両方でばらつきが大きい

④都市計画マスタープラン

4区域

小野田(竜王+小野田)・高千帆・厚狭(厚狭+厚陽)・埴生

メリット

地域特性や交通事情等が考慮された区域割りとなっている。施設整備のばらつきが少ない

デメリット

埴生区域の規模が他区域に比べ小さい

小学校区別の未就学児童数・施設整備状況

【単位：人・か所】

	竜王		小野田		高千帆		
	本山	赤崎	須恵	小野田	高泊	高千帆	有帆
未就学児童数	163	257	429	319	240	583	131
幼稚園	0	0	1	2	0	2	0
保育園	1	2	1	1	1	2	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	1	1
地域子育て支援センター	1	2	0	1	0	0	0
	厚狭		厚陽	埴生			
	厚狭	出合	厚陽	埴生	津布田		
未就学児童数	602	125	69	186	45		
幼稚園	1	0	0	1	0		
保育園	4	1	1	2	1		
認可外保育施設	0	0	0	0	0		
地域子育て支援センター	1	0	0	0	0		

※未就学人口及び各施設整備状況は、平成25年4月1日現在

各区域設定案の検証(中学校区:6区域)

【単位:人・か所】

保育園	施設数	定員 ※1	利用人数 ※2	定員との差 ※3	区域内利用者 ※4	区域内居住率 ※5
竜王	3	410	404	6	221	54.7%
小野田	2	180	194	▲14	100	51.5%
高千帆	3	300	342	▲42	305	89.2%
厚狭	5	400	380	20	355	93.4%
厚陽	1	60	47	13	32	68.1%
埴生	3	135	112	23	105	93.8%
合計	17	1,485	1,479	6	1,118	75.6%

幼稚園	施設数	定員	利用人数	定員との差
竜王	0	0	0	0
小野田	3	605	280	325
高千帆	2	360	183	422
厚狭	1	150	123	27
厚陽	0	0	0	0
埴生	1	90	48	42
合計	7	1,205	634	571

【各項目の説明】

- ※1:各施設の定員の合計
- ※2:各施設の利用人数の合計
(保育園:H26.1現在、幼稚園:H25.5.1現在)
- ※3:定員と利用人数の差
(▲は不足数)
- ※4:区域内の施設を利用している児童数
- ※5:区域内の施設を利用している児童の割合

各区域設定案の検証(都市マス:4区域)

【単位:人・か所】

保育園

	施設数	定員 ※1	利用人数 ※2	定員との差 ※3	区域内利用者 ※4	区域内居住率 ※5
小野田	5	590	598	▲8	495	82.8%
高千帆	3	300	342	▲42	305	89.2%
厚狭	6	460	427	33	359	84.1%
埴生	3	135	112	23	105	93.8%
合計	17	1,485	1,479	6	1,264	85.5%

幼稚園

	施設数	定員	利用人数	定員との差
小野田	3	605	280	325
高千帆	2	360	183	422
厚狭	1	150	123	27
埴生	1	90	48	42
合計	7	1,205	634	571

【各項目の説明】

- ※1:各施設の定員の合計
- ※2:各施設の利用人数の合計
(保育園:H26.1現在、幼稚園:H25.5.1現在)
- ※3:定員と利用人数の差
(▲は不足数)
- ※4:区域内の施設を利用している児童数
- ※5:区域内の施設を利用している児童の割合

※幼稚園については、市が利用者の居住地データを所有していないため区域内利用者および区域内居住率は記載していない。

教育・保育の提供区域の設定(案)

保育園

- 中学校区6区分の場合、区域内居住率の低い区域が発生する。(竜王、小野田)
⇒区域外施設への流出が多い
- 都市計画マスタープラン4区分の場合、すべての区域で区域内居住率が80%を超える。
- 地域特性や交通事情、施設整備状況、区域内居住率を考えると、4区分が妥当ではないか。
- ある程度広い区域を設定した方が、需給調整や各サービスの提供が柔軟に対応できる。

幼稚園

- 中学校区6区分の場合、幼稚園のない区域が発生する。(竜王、厚陽)
⇒施設はないが供給不足とはいえない→需給バランスが悪い
- 都市計画マスタープラン4区分の場合、幼稚園のない区域は発生しない。
- 幼稚園は通園バスを保有している園が多く、広域利用者も多い。
- 定員充足率から見ると新たな施設整備の可能性は少ない。



教育・保育の提供区域の設定は、
4区域(小野田、高千帆、厚狭、埴生)とする。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定(案)

事業名	区域数	設定の考え方
一時預かり事業	4 (教育・保育に同じ)	教育・保育施設との関連性
延長保育事業		教育・保育施設との関連性
地域子育て支援拠点事業		教育・保育施設との関連性
放課後児童健全育成事業	12(小学校区)	現在の実施状況(12か所)から
ファミリーサポートセンター事業	1 (市全域)	現在の実施状況(1か所)から
子育て短期支援事業		広域的な利用実態と現在の実施状況(1か所)から
病児・病後児保育事業		広域的な利用実態と現在の実施状況(2か所)から
養育支援訪問事業		事業の性質から
乳児家庭全戸訪問事業		事業の性質から
妊婦健康診査		事業の性質から
実費徴収に係る補足給付を行う事業		事業の性質から
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		事業の性質から
利用者支援事業		事業の性質から